

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続等				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を四段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置について、存続を要望する。また、介護保険法の改正に伴い創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」について、既存の医療系介護サービス（※）と同様に社会保険診療に含めることを要望する。 しかしながら、当該特例措置については、平成 24 年度税制改正大綱で、下記のとおり検討事項とされたところであり、現在行っている適用実態の調査結果を踏まえ、所要の対応も併せて検討する。 （平成 24 年度税制改正大綱 抄） 会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討する。 ※既存の医療系介護サービス （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、 （介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーション、 （介護予防）短期入所療養介護、介護保健施設サービス、特定介護療養サービス <table><tr><td>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td><td>－ 百万円 （▲25,000 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲25,000 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲25,000 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療等を効率的に提供する体制の確保を図る。 (2) 施策の必要性 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療等の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療等を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。 また、介護保険法の改正において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が創設されたが、他のサービスとの取扱いの差異をなくすることができる。				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	① 基 本 目 標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康 づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整 備すること 施 策 目 標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率 的に提供できる体制を整備すること ② 基 本 目 標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、 安心して暮らせる社会づくりを推進すること 基本大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進す るとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じ て、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 施 策 目 標 2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、 質・量両面にわたり介護サービスの基盤の整備を 図ること
		政 策 の 達 成 目 標	小規模医療機関の事務処理に係る負担を軽減する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	適用期限なし。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
	有 効 性	政策目標の 達 成 状 況	《政策目的の達成状況》（対象期間：平成 17 年～平成 22 年） ※ 平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立 医療機関の適用率は、約半数（平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%）となっており（日本医師会の調査）、適用機関におけ る事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が 図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を 図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は 全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約 4 割（平成 17 年 42.6%）となっており（日本歯科医師会の調査）、適用機 関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経 営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する 体制の確保が図られていると言える。
		要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	30,192 件／年 ※医療経済実態調査、医療施設調査、税務統計から見た法人 企業の実態から推計
		要望の措置 の 効 果 見 込 み (手段とし ての有効性)	平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域 医療等を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模 医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安 定を図り、地域医療等やその担い手の確保に資するものとなっ ている。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域医療等の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、こうした小規模医療機関に概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。 診療報酬体系において、小規模医療機関に配慮した評価項目はなく、小規模医療機関の事務処理負担を軽減し、もって小規模医療機関の経営安定に資する本措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 22 年 28,162 件／年 平成 23 年 27,696 件／年 ※医療経済実態調査、医療施設調査、税務統計から見た法人企業の実態から推計
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療等を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療等やその担い手の確保に資するものとなっている。
	前回要望時の達成目標	小規模医療機関の事務処理に係る負担を軽減する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		昭和 29 年制度創設。 平成 16 年度税制改正まで毎年要望。